

第2章 免許状の取得方法

(3) 次の表の基礎資格を有する者が、それぞれの他の教科に係る所要単位を修得した場合は、教育職員検定により当該他の教科の免許状を受けることができます。

(免許法別表第4)

受けようとする 免許状の種類		中学校教諭専修免許状		中学校教諭一種免許状		中学校教諭 二種免許状
基礎資格		中学校教諭 専修免許状 を有している こと。	中学校教諭 専修免許状 を有し、かつ 取得しよう とする教科 の中学校教 諭一種免許 状を有して いること。	中学校教諭 専修免許状 又は中学校 教諭一種免 許状を有し ていること。	中学校教諭 専修免許状 又は中学校 教諭一種免 許状を有し、 かつ取得し ようとする 教科の中学 校教諭二種 免許状を有 していること。	中学校教諭 専修免許状、 中学校教諭 一種免許状 又は中学校 教諭二種免 許状を有し ていること。
教科に 関する 専門的 事項に 関する 科目	取得しようとする 教科の、各科目 につき免許法施 行規則第4条第 1項(附表1)に 定められている 第2欄の科目	各科目に ついて、 各1単位 以上を修得 すること。		各科目に ついて、 各1単位 以上を修得 すること。	各科目に ついて、 各1単位 以上を修得 すること。	各科目に ついて、 各1単位 以上を修得 すること。
	小計	20		20	10	10
各教科の指導法 に関する科目						
		8		8	5	3
大学が独自に設定する 科目 (備考2)		24	24			
合計(所要単位数)		52	24	28	15	13
免許法の適用条項		別表第4 備考2	別表第4 備考2	別表第4 備考3	別表第4	別表第4
免許法施行規則の 適用条項		15条	同左	同左	同左	同左

- 備考 1 単位は、認定課程(前記(1)備考3)によるほか、他の課程(免許法認定講習等)においても修得することができます。
- 2 専修免許状の授与を受ける場合の「大学が独自に設定する科目」は、「受けようとする教科についての「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」のうち1以上の科目について、大学院又は大学の専攻科(相当程度を含む。)において修得した単位でなければなりません。
- 3 一種免許状の授与を受ける場合は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定する課程において修得することができます。ただし、「教科に関する専門的事項に関する科目」については10単位、「各教科の指導法に関する科目」については5単位を短期大学の専攻科において修得しなければなりません。
- 4 上記のほか、単位の修得方法については、「第3章」を参照してください。